

任期制職員給与規程

平成27年4月1日

規程第17号

改正 平成27年10月1日規程第31号、平成28年4月1日規程第43号、平成29年4月1日規程第71号、平成29年4月1日規程第82号、平成29年6月30日規程第89号、平成30年2月13日規程第100号、平成31年1月31日規程第115号、令和元年5月9日規程第2号、令和2年1月30日規程第29号、令和2年3月26日規程第20号、令和3年1月28日規程第12号、令和3年3月29日規程第16号、令和3年11月12日規程第11号、令和4年3月24日規程第26号、令和5年1月19日規程第13号、令和5年3月29日規程第22号

目次

第1章 総則(第1条～第13条)

第2章 給与

第1節 本給及び年俸(第14条～第17条)

第2節 手当(第18条～第22条)

第3章 給与の特例(第23条～第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の雇用期間の定めのある職員で任期制職員就業規程(平成27年規程第7号)第2条に規定する任期制職員、及び無期雇用転換職員就業規程第2条(令和4年規程第20号)に規定する無期雇用転換した任期制職員(以下「任期制職員」と総称する。)の給与について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 任期制職員の職務の等級を上位の職務の等級に変更することをいう。
- (2) 降格 任期制職員の職務の等級を下位の職務の等級に変更することをいう。
- (3) 昇給 任期制職員の号給を同一の職務の等級の上位の号給に変更することをいう。

(給与の区分)

第3条 任期制職員の給与は、年俸又は月給とし、それぞれ第2項又は第3項の各号に定め

る区分により支給する。

2 年俸による任期制職員(以下「年俸制職員」という。)の給与。

(1) 年俸

(2) 手当(通勤手当、超過勤務手当、扶養手当(無期雇用転換した年俸による任期制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。))

3 月給による任期制職員(以下「月給制職員」といい、このうち無期雇用転換した職員を、以下「無期転換した月給制職員」という。)の給与。

(1) 本給

(2) 手当(本給の特別調整額、期末手当、通勤手当、扶養手当(無期転換した月給制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、地域手当、超過勤務手当)

4 任期制職員のうち、満年齢60歳に達した日の属する年度を超える年度で雇用される者、及び、その職務の専門性から年俸制職員とすることが妥当として機構が認めた者は、第2項に定める年俸制職員とし、それらに該当しない者は、第3項に定める月給制職員とする。
(重複給与の禁止)

第4条 任期制職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第5条 任期制職員の給与は、法令及び労働者代表との書面による協定により任期制職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接任期制職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、任期制職員が自己の預金又は貯金の口座への振込みを申し出たときは、その方法によって支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第6条 任期制職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が任期制職員就業規程第12条第1項、無期雇用転換職員就業規程第12条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。ただし、第19条に規定する期末手当を支給する月にあつては、その都度別に定める日とすることができる。

2 年俸制職員の給与は、前項の支給定日において、年俸を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)、通勤手当(第20条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に

限る。)、扶養手当(無期雇用転換した年俸による任期制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)及び前月分の超過勤務手当を支給する。年俸制職員が年度の中途において採用され、又は年度の中途において退職したときは、勤務しなかった月の年俸月額に相当する額は支給しない。

- 3 月給制職員の給与は、第1項の支給定日において、当月分の本給、本給の特別調整額、通勤手当(第20条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、扶養手当(無期転換した月給制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、地域手当及び前月分の超過勤務手当を支給する。
- 4 年俸制職員が給与の支給定日後に採用されたとき、及び、年俸月額又は通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給することができる。
- 5 月給制職員が給与の支給定日後に採用されたとき、及び本給、本給の特別調整額、通勤手当、扶養手当(無期転換した月給制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、又は地域手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給することができる。
- 6 任期制職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給することができる。

(非常時の支給)

第7条 任期制職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常のときの費用に充てるため給与の支給を請求したときは、前条の規定にかかわらず、その日までの給与を支給することができる。

(日割計算)

第8条 月の中途において採用、退職その他異動があったときの年俸制職員の年俸月額又は月給制職員の当該月の本給、本給の特別調整額、通勤手当及び地域手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は定員の削減のため若しくは組織の改廃による配置転換が困難なため退職し又は解雇させられたときは、この限りでない。

(給与の日額)

第9条 前条の規定による日額は、年俸制職員にあつては支給される年俸月額を当該月の日

数から休日を除いた日数で除して得た額とし、月給制職員にあつては支給される本給、本給の特別調整額及び地域手当のそれぞれの額を当該月の日数から休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第10条 年俸制職員の勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額に12を乗じ、当該年度の所定勤務時間数で除した額とする。

2 月給制職員の勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、本給の特別調整額の月額及びこれらに地域手当割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、当該年度の所定勤務時間数で除した額とする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときはその端数金額は1円として計算する。

(給与の減額)

第12条 任期制職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつたときを除くほか、その勤務しない時間の1時間につき第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当月分の給与の支給期間において、勤務すべき全時間について勤務しなかつたとき又は給与から減額すべき金額が本給、本給の特別調整額及び地域手当の月額の合計額を上回るか又はこれに等しいときは、本給、本給の特別調整額及び地域手当の月額の合計額を減額する。

3 前2項の規定により減額した給与の額が第5条1項の控除すべき金額を下回るときは、その控除は、機構が指定する方法で行うものとする。

(在外職員の給与)

第13条 在外任期制職員の給与は、在外職員の取扱いに関する規則(平成27年規則第20号)に定めるところによる。

第2章 給与

第1節 本給及び年俸

(本給及び年俸)

第14条 任期制職員の受ける本給及び年俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して決定する。

- 2 満年齢60歳に達した日の属する年度を超える年度で雇用される年俸制職員の年俸は、年俸等区分表(別表第1)に定める等級により支給する。ただし、当該区分表により難いときは、都度定める。
- 3 職務の専門性から年俸制職員とすることが妥当として機構が認めた年俸制職員の年俸は、その職務の専門性、知識及び経験を勘案して都度定める。
- 4 月給制職員の本給は、級別本給表(別表第2)に定める等級・号給により支給する。
- 5 給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。
 - (1) 2等級 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役
 - (2) 3等級 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント
 - (3) 4等級 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター
 - (4) 5等級 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター
 - (5) 6等級 係長、主査及び係員(昇格)

第15条 機構は、任期制職員の勤務成績等に基づき、当該任期制職員の契約を更新する際に、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則(平成27年細則第15号)に定める基準により昇格させることができる。

(昇給)

第16条 機構は、月給制職員の勤務成績に応じて、当該月給制職員の契約を更新する際に、昇給させることができる。

- 2 昇給の号給数は4号給を標準として、1号給から6号給までの範囲内において上位の号給に昇給させることができる。ただし、55歳を超える職員については、2号給を標準として、1号給から3号給までの範囲内において上位の号給に昇給させることができる。
- 3 次に掲げる月給制職員には、昇給を行わない。
 - (1) 退職手続中の月給制職員
 - (2) 直近1年以内に停職以上の懲戒処分を受けた月給制職員
 - (3) 本給の月額がその属する等級における最高の号給となっている月給制職員
- 4 機構は、年俸制職員の契約を更新する際に、総合評価結果に応じて年俸額の100分の5の範囲内で年俸額の改定を行うことができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、昇給の基準、手続等は、初任給、昇降格、昇給等の取扱

い細則に定める。

(降格)

第17条 任期制職員は、次の各号のいずれかに該当するときには、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則に定める基準により降格されることがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため業務に耐えられないとき。
- (3) 自ら降格を希望して申し出たとき。
- (4) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

2 前項の降格は、降格審査委員会における審議を経て行うものとする。

第2節 手当

(本給の特別調整額)

第18条 本給の特別調整額は、次の各号に掲げる月給制職員の区分に応じて、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 107,000円
- (2) 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 102,000円
- (3) 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 87,000円
- (4) 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター 34,000円

2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったとき(業務上若しくは通勤途上における負傷若しくは疾病による欠勤を除く。)には、その月の本給の特別調整額は、支給しない。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する月給制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し又は解雇された月給制職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した月給制職員にあつては退職日現在)における期末手当基礎月額(次項の規定により算出される額をいう。)に、人事評価の実施細則(平成27年細則第22号)に基づいて定める業績評価の評価ランクに応じた係数を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。この場合において、在職期間の計算等に関し必要な事項は、手当支給に関する細則(平成27年細則第21号)に定める。

- 3 期末手当基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。
- (1) 本給及び扶養手当(扶養手当は無期転換した月給制職員に限る。)
 - (2) 前号の額に地域手当割合を乗じて得た額
 - (3) 本給に、次に掲げる職務の区分に応じた管理職加算率を乗じて得た額
 - ア 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 100分の23
 - イ 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 100分の16
 - ウ 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 100分の14
 - (4) 本給及びこれに地域手当割合を乗じて得た額の合計額に、それぞれ次に掲げる職務の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額
 - ア 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 100分の20
 - イ 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 100分の18
 - ウ 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 100分の15
 - エ 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター 100分の10
 - オ 係長及び主査 100分の5
- 4 第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた月給制職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。その際、機構は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していないとき。
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

5 機構は、前項の一時差止処分について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかったとき。
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過したとき。
- (4) その他一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとき。

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

- (1) 月給制職員が、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、任期制職員就業規程第61条第2項、無期雇用転換職員就業規程第67条第2項の規定により免職となったとき。
- (2) 基準日前1月以内から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した月給制職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 前項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる任期制職員に対して、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される次項に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする任期制職員(交通機

関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である任期制職員以外の任期制職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる任期制職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする任期制職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である任期制職員以外の任期制職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる任期制職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする任期制職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である任期制職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる任期制職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる任期制職員

支給単位期間につき、次のア及びイの区分に応じて定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(その額に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(以下「運賃等相当額」という。)

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出するときにおいて、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

(2) 前項第2号に掲げる任期制職員

次に掲げる任期制職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,100円
イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる任期制職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった任期制職員のうち、当該異動又は事務所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その任期制職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び前項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される任期制職員との権衡上必要があると認められるものとして手当支給に関する細則に定める任期制職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される任期制職員について、出張、休職、退職等により通勤しない期間が生じたときは、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して、当該任期制職員に、使用されるべき通用期間の定期券等の払戻し相当額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当支給に関する細則に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算定方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、歩行することが著しく困難な任期制職員等に係る特例、テレワークの実施に関する取扱い細則(令和3年3月29日細則第15号)に基づく、テレワークの実施にかかる通勤手当の支給方法、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当支給に関する細則に定める。

(扶養手当)

第20条の2 無期雇用転換した月給制職員(60歳以下の無期雇用転換した職員及び無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。)に支給する扶養手当については、定年制職員給与規程(平成27年規程第16号)第22条を準用し、支給要件及び支給期間については別に定める(本条を準用する無期雇用転換した非常勤職員及び無期雇用転換した事務補佐員に同じ。)

(地域手当)

第21条 地域手当は、次の各号に定める地域に在勤する月給制職員に対して、その月給制職員が受けるべき本給及び本給の特別調整額の月額合計額(以下この条において「算定基礎額」という。))に、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 東京都特別区 100分の20

(2) 大阪府大阪市 100分の16

- 2 前項に該当する月給制職員が、在勤する部署が移転したとき(これらの職員が当該移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していたときに限る。)において、当該移転の日後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該移転の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動前の支給割合」という。)に達

しないこととなるときは、当該月給制職員には同項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が当該移転の日後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合以下となるときは、当該移転の日から1年を経過するまでの間)、算定基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該移転前の支給割合
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)当該移転前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(超過勤務手当)

第22条 超過勤務手当は、任期制職員就業規程第9条、無期雇用転換職員就業規程第9条に規定する所定勤務時間外、及び任期制職員就業規程第12条、無期雇用転換職員就業規程第12条に規定する休日に勤務を命じられた任期制職員に対し、その勤務時間1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

- (1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100分の125
- (2) 休日における勤務(休日において、勤務することを命じられた任期制職員が休日の振替を行ったときを除く。) 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、1日当たり8時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第2項に定める労働時間)を超える勤務及び休日における勤務(任期制職員就業規程第12条第3項、無期雇用転換職員就業規程第12条第3項の法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員に対しては、その60時間を超えて勤務した全時間について勤務1時間につき第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

- (1) 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役
- (2) 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント
- (3) 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬

コーディネーター

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第23条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、欠勤した任期制職員に対しては、最初の3日間は有給とする。また、その後の欠勤期間は、給与の額から労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)により支給された休業補償の額を控除した額を、休業補償給付の支払いが確認された後支給する。この場合において、期末手当を算定するときは、当該欠勤期間を出勤したもののみとする。

2 任期制職員の病気休暇を取得した期間の給与は、病気休暇に関する取扱い細則(令和3年3月29日細則第16号)に基づいて計算した上限を超えない期間について、本給、扶養手当(第20条の2に定める手当)及び地域手当の全額を支給する。

3 前項に規定する有給期間を超えて欠勤するとき、任期制職員就業規程第19条、無期雇用転換職員就業規程第19条に規定する無断欠勤とするとき、並びに前2項に該当しない負傷又は疾病による欠勤及び私事等による欠勤をするときは、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

4 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に欠勤をしている月給制職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある月給制職員には、前2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(介護休業者及び部分休業者の給与)

第24条 任期制職員就業規程第34条、無期雇用転換職員就業規程第34条の規定による介護休業又は部分休業期間中の任期制職員の給与は、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

2 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている月給制職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある月給制職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(育児休業者及び部分休業者の給与)

第25条 任期制職員就業規程第33条、無期雇用転換職員就業規程第33条の規定による育児休業期間中の任期制職員の給与は、支給しない。また、部分休業期間中の任期制職員の給与については、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

2 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている月給制職員のうち、

基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある月給制職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 給与が支給されない期間の諸控除については、機構が指定する方法で行うものとする。この場合において、育児休業期間中の社会保険料の個人負担分の免除を受けようとするときは、機構に申し出ることとする。

(この規則により難いときの措置)

第26条 特別の事情により、この規程によることが適当でない認められるときの任期制職員の給与の取扱いについては、雇用契約書において別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号。以下「機構法」という。)附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の任期付職員又は非常勤職員であった者のうち、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者で、施行日現在満60歳に達していない者の給与は、月給制とし、この規程第14条第4項の規定に基づき格付けを行うが、当該格付けにより計算された本給月額が、前年度に受けていた本給月額に達しないこととなるときは、平成31年度までの間、本給月額のほかその差額に相当する額を本給として支給する。ただし、当該任期制職員の契約を更新する際に、当該任期制職員が満60歳に達する日を超えているときは、その最初の年度の給与は年俸制とし7,728,000円／年を、平成28年度は前年度の額から2.2パーセント減じた額を、平成29年度は前年度の額から1.3パーセント減じた額を、平成30年度は前年度の額から0.5パーセント減じた額を、また平成31年度は前年度の額から0.8パーセント減じた額を支給する。
- 3 機構法附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の任期付職員であった者のうち、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者で、施行日現在満60歳に達する日を超えて雇用される者の給与は年俸制とし平成27年度は7,728,000円／年を、平成28年度は前年度の額から2.2パーセント減じた額を、平成29年度は前年度の額から1.3パーセント減じた額を、平成30年度は前年度の額から0.5パーセント減じた額を、また平成31年度は前年度の額から0.8パーセント減じた額を支給する。

- 4 機構法附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の非常勤職員であった者で、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者のうち、施行日現在満60歳に達する日を超えて雇用される者の給与は年俸制とし、平成27年度は当該任期制職員が平成26年度に受けていた年俸と同額を、平成28年度は前年度の額から2.2パーセント減じた額を、平成29年度は前年度の額から1.3パーセントを減じた額を、平成30年度は前年度の額から0.5パーセント減じた額を、また平成31年度は前年度の額から0.8パーセント減じた額を支給する。ただし、満65歳に達する日を超えた年度の契約更新は行わない。
- 5 前項の規定にかかわらず、機構法附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の非常勤職員であった者で、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者のうち、東日本統括グループ長の職に就いた者の給与は月給制とし、この規程第14条第4項及び平成29年規程第89号による改正前の同条第5項の規定に基づき格付けを行うが、当該格付けにより計算された本給月額が、前年度に受けていた本給月額に達しないこととなるときは、平成31年度までの間、本給月額のほかその差額に相当する額を本給として支給する。ただし、満65歳に達する日を超えた年度の契約更新は行わない。
- 6 第2項から前項までに規定する額については、人事院勧告により変更することがある。

附 則(平成27年10月1日規程第31号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規程第43号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規程第71号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規程第82号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規程第89号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年2月13日規程第100号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月31日規程第115号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月9日規程第2号)

この規程は、令和元年5月9日から施行する。

附 則(令和2年1月30日規程第29号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規程第20号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月28日規程第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規程第16号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月12日規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規程第26号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月19日規程第13号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規程第22号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

年俸等区分表

	標準的な業務	年俸(円)
I 級	特に高度の知識・経験を有し、職責及び職務内容が極めて重要な業務を所掌する職務	6,312,000
II 級	高度の知識・経験を有し、職責及び職務内容が重要な業務を所掌する職務	5,538,000
III 級	職務内容が知識・経験を必要とする一般的な業務に従事する職務	4,560,000
IV 級	職務内容が一般的な業務に従事する職務	3,789,600
備考	特別な能力又は実績を有すると認められる者は、この表の年俸額に100分の10の範囲内の額を加算した額を年俸として設定することができる。	

別表第2(第14条関係)

級別本給表

	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	等級	月額	等級	月額	等級	月額	等級	月額	等級	月額	等級	月額	等級	月額
	号給	/円	号給	/円	号給	/円	号給	/円	号給	/円	号給	/円	号給	/円
1	1001	367,700	2001	340,900	3001	312,500	4001	260,100	5001	199,100	6001	142,600	7001	—
2	1002	370,200	2002	343,000	3002	314,900	4002	262,500	5002	202,000	6002	144,200	7002	—
3	1003	372,600	2003	345,100	3003	317,400	4003	265,000	5003	204,800	6003	145,700	7003	—
4	1004	375,000	2004	347,200	3004	319,800	4004	267,500	5004	207,500	6004	147,300	7004	141,200
5	1005	377,400	2005	349,200	3005	322,300	4005	269,900	5005	210,300	6005	148,900	7005	142,900
6	1006	379,800	2006	351,300	3006	324,500	4006	272,400	5006	213,100	6006	150,500	7006	144,500
7	1007	381,700	2007	353,400	3007	326,800	4007	274,800	5007	215,700	6007	152,200	7007	146,100
8	1008	384,000	2008	355,400	3008	329,100	4008	277,100	5008	218,500	6008	153,900	7008	147,800
9	1009	386,400	2009	357,400	3009	331,300	4009	279,400	5009	221,200	6009	155,700	7009	149,400
10	1010	388,700	2010	359,400	3010	333,400	4010	281,600	5010	223,600	6010	157,600	7010	151,000
11	1011	391,200	2011	361,300	3011	335,600	4011	283,900	5011	226,100	6011	159,500	7011	152,700
12	1012	393,700	2012	363,400	3012	337,600	4012	285,900	5012	228,200	6012	161,600	7012	154,400
13	1013	396,100	2013	365,800	3013	339,700	4013	288,100	5013	230,600	6013	163,600	7013	156,000

14	1014	398,400	2014	367,400	3014	341,800	4014	290,300	5014	233,000	6014	165,700	7014	157,600
15	1015	400,900	2015	369,900	3015	343,900	4015	292,400	5015	235,300	6015	167,800	7015	159,200
16	1016	403,100	2016	372,400	3016	345,100	4016	294,600	5016	237,600	6016	170,100	7016	160,900
17	1017	405,300	2017	374,800	3017	347,200	4017	296,800	5017	239,700	6017	172,500	7017	162,500
18	1018	407,700	2018	377,100	3018	349,300	4018	298,900	5018	241,800	6018	174,800	7018	164,100
19	1019	410,100	2019	379,500	3019	351,400	4019	301,000	5019	243,700	6019	177,300	7019	165,800
20	1020	412,300	2020	381,800	3020	353,400	4020	303,100	5020	245,800	6020	179,400	7020	167,300
21	1021	414,600	2021	384,100	3021	355,400	4021	305,200	5021	247,900	6021	182,000	7021	168,800
22	1022	416,900	2022	386,500	3022	357,400	4022	307,200	5022	249,700	6022	184,500	7022	170,500
23	1023	419,200	2023	388,800	3023	359,300	4023	309,600	5023	251,700	6023	187,200	7023	172,100
24	1024	421,500	2024	391,200	3024	360,900	4024	311,800	5024	253,700	6024	189,700	7024	173,700
25	1025	423,900	2025	393,600	3025	363,400	4025	314,300	5025	255,800	6025	192,500	7025	175,300
26	1026	426,300	2026	396,000	3026	365,700	4026	316,500	5026	258,200	6026	195,400	7026	176,900
27	1027	428,700	2027	398,400	3027	368,200	4027	319,000	5027	260,100	6027	198,200	7027	178,500
28	1028	431,000	2028	400,800	3028	370,600	4028	321,400	5028	262,400	6028	200,800	7028	180,200

29	1029	433,2029	403,3029	373,04029	323,75029	264,76029	203,67029	181,800
		300	200	00	00	00	00	00
30	1030	435,2030	405,3030	375,34030	326,05030	267,26030	206,27030	183,400
		400	400	00	00	00	00	00
31	1031	437,2031	407,3031	377,74031	328,25031	269,46031	208,97031	185,000
		700	700	00	00	00	00	00
32	1032	440,2032	410,3032	380,14032	330,55032	272,06032	211,67032	186,600
		000	100	00	00	00	00	00
33	1033	442,2033	412,3033	382,34033	332,75033	274,36033	214,27033	188,200
		200	300	00	00	00	00	00
34	1034	444,2034	414,3034	384,74034	334,85034	276,76034	216,87034	189,800
		500	600	00	00	00	00	00
35	1035	446,2035	416,3035	387,04035	336,45035	278,96035	219,37035	191,400
		700	900	00	00	00	00	00
36	1036	448,2036	419,3036	389,24036	338,55036	281,26036	221,87036	193,100
		900	100	00	00	00	00	00
37	1037	451,2037	421,3037	391,24037	340,65037	283,36037	224,27037	194,700
		200	300	00	00	00	00	00
38	1038	453,2038	423,3038	393,24038	342,65038	285,56038	226,77038	196,400
		300	400	00	00	00	00	00
39	1039	455,2039	425,3039	395,24039	344,75039	287,66039	229,17039	197,900
		500	400	00	00	00	00	00
40	1040	457,2040	427,3040	397,24040	346,85040	289,66040	231,57040	199,500
		800	500	00	00	00	00	00
41	1041	460,2041	429,3041	399,34041	348,85041	291,76041	233,07041	201,000
		000	700	00	00	00	00	00
42	1042	462,2042	431,3042	401,24042	350,55042	293,86042	235,17042	202,700
		200	800	00	00	00	00	00
43	1043	464,2043	433,3043	403,24043	352,65043	296,06043	237,27043	204,200
		500	800	00	00	00	00	00

44	1044	466,700	2044	436,000	3044	405,100	4044	354,500	5044	298,100	6044	239,100	7044	205,900
45	1045	469,000	2045	438,100	3045	407,100	4045	356,500	5045	300,100	6045	241,200	7045	207,500
46	1046	471,300	2046	440,200	3046	409,100	4046	358,400	5046	302,200	6046	243,100	7046	209,200
47	1047	473,200	2047	442,200	3047	410,900	4047	359,900	5047	304,300	6047	244,900	7047	210,700
48	1048	475,500	2048	444,300	3048	412,900	4048	361,900	5048	306,300	6048	246,900	7048	212,300
49	1049	477,700	2049	446,400	3049	414,900	4049	363,800	5049	308,300	6049	248,900	7049	213,900
50	1050	479,900	2050	448,400	3050	416,800	4050	365,500	5050	310,200	6050	250,600	7050	215,400
51	1051	482,100	2051	450,500	3051	418,700	4051	367,500	5051	312,200	6051	252,500	7051	216,900
52	1052	484,300	2052	452,600	3052	420,700	4052	369,500	5052	314,200	6052	254,100	7052	218,600
53	1053	486,300	2053	454,600	3053	422,700	4053	371,500	5053	316,100	6053	255,900	7053	220,300
54	1054	488,200	2054	456,600	3054	424,700	4054	373,400	5054	317,700	6054	257,600	7054	221,900
55	1055	490,300	2055	458,500	3055	426,600	4055	375,400	5055	319,500	6055	259,300	7055	223,500
56	1056	492,400	2056	460,500	3056	428,400	4056	377,300	5056	321,300	6056	261,000	7056	225,100
57	1057	494,500	2057	462,500	3057	430,200	4057	379,200	5057	323,100	6057	262,900	7057	226,800
58	1058	496,500	2058	464,500	3058	432,100	4058	381,000	5058	324,800	6058	264,800	7058	228,300

59	1059	498,2059	466,3059	434,04059	382,85059	326,66059	266,67059	229,800		
		500	400	00	00	00	00	00		
60	1060	500,2060	468,3060	435,84060	384,55060	328,26060	268,47060	231,600		
		600	400	00	00	00	00	00		
61	1061	502,2061	470,3061	437,64061	386,25061	330,06061	270,17061	233,200		
		700	000	00	00	00	00	00		
62	1062	504,2062	472,3062	439,54062	387,95062	331,86062	271,800			
		800	000	00	00	00	00	00		
63	1063	506,2063	474,3063	441,44063	389,35063	333,66063	273,600			
		800	000	00	00	00	00	00		
64	1064	508,2064	476,3064	443,34064	391,05064	335,36064	275,400			
		900	000	00	00	00	00	00		
65	1065	511,2065	478,3065	445,14065	392,65065	337,06065	277,200			
		000	000	00	00	00	00	00		
66	1066	513,2066	479,3066	446,84066	394,35066	338,36066	278,900			
		100	900	00	00	00	00	00		
67	1067	515,2067	481,3067	448,54067	396,05067	340,06067	280,500			
		100	700	00	00	00	00	00		
68	1068	517,2068	483,3068	450,24068	397,65068	341,76068	282,200			
		200	600	00	00	00	00	00		
69	1069	519,2069	485,3069	452,04069	399,35069	343,46069	283,900			
		200	500	00	00	00	00	00		
70	1070	521,2070	487,3070	453,84070	400,95070	345,16070	285,300			
		300	500	00	00	00	00	00		
71	1071	523,2071	489,3071	455,64071	402,45071	346,76071	287,000			
		200	400	00	00	00	00	00		
72	1072	525,2072	491,3072	457,34072	404,05072	348,36072	288,700			
		200	300	00	00	00	00	00		
73	1073	527,2073	493,3073	459,04073	405,65073	349,86073	290,400			
		200	200	00	00	00	00	00		

74	1074	529,000	2074	494,900	3074	460,700	4074	407,000	5074	351,000	6074	291,900		
75	1075	531,000	2075	496,700	3075	462,400	4075	408,600	5075	352,500	6075	293,500		
76	1076	533,000	2076	498,500	3076	464,000	4076	410,200	5076	354,000	6076	294,900		
77	1077	534,800	2077	500,300	3077	465,700	4077	411,700	5077	355,600	6077	296,400		
78	1078	536,700	2078	502,100	3078	467,400	4078	413,300	5078	357,100	6078	297,900		
79	1079	538,500	2079	503,800	3079	469,100	4079	414,800	5079	358,400	6079	299,400		
80	1080	540,000	2080	505,400	3080	470,800	4080	416,400	5080	359,900	6080	300,900		
81	1081	541,800	2081	507,100	3081	472,400	4081	417,800	5081	361,400	6081	302,400		
82	1082	543,600	2082	508,800	3082	473,900	4082	419,300	5082	362,800	6082	303,900		
83	1083	545,400	2083	510,500	3083	475,600	4083	420,700	5083	364,000	6083	305,400		
84	1084	547,100	2084	512,200	3084	477,200	4084	422,200	5084	365,500	6084	306,800		
85	1085	548,800	2085	513,900	3085	478,800	4085	423,500						
86	1086	550,400	2086	515,500	3086	480,400	4086	425,000						
87	1087	552,000	2087	517,100	3087	482,000	4087	426,200						
88	1088	553,600	2088	518,700	3088	483,600	4088	427,600						

89	1089	555,2089	520,3089	485,14089	429,0000						
90	1090	556,2090	521,3090	486,84090	430,4000						
91	1091	557,2091	523,3091	488,44091	431,8000						
92	1092	559,2092	524,3092	490,04092	433,3000						
93	1093	560,2093	526,3093	491,64093	434,7000						
94	1094	562,2094	527,3094	493,24094	436,1000						
95	1095	563,2095	529,3095	494,84095	437,5000						
96	1096	565,2096	530,3096	496,24096	438,8000						
97	1097	566,2097	532,3097	497,74097	440,1000						
98	1098	567,2098	533,3098	499,14098	441,4000						
99	1099	569,2099	534,3099	500,34099	442,7000						
100	1100	570,2100	536,3100	501,74100	444,0000						
101		2101	537,3101	503,14101	445,2000						
102		2102	538,3102	504,44102	446,5000						
103		2103	539,3103	505,64103	447,7000						

104			2104	541,3	3104	506,9	4104	448,9						
				200		00		00						
105			2105	542,3	3105	508,1	4105	450,1						
				400		00		00						
106					3106	509,3	4106	451,4						
						00		00						
107					3107	510,5	4107	452,5						
						00		00						
108					3108	511,7	4108	453,7						
						00		00						
109					3109	512,9	4109	454,9						
						00		00						
110					3110	513,9	4110	456,0						
						00		00						
111					3111	515,0	4111	457,1						
						00		00						
112					3112	516,2	4112	458,3						
						00		00						
113							4113	459,3						
								00						
114							4114	460,3						
								00						
115							4115	461,3						
								00						
116							4116	462,3						
								00						
117							4117	463,2						
								00						
118							4118	464,1						
								00						

119							4119	465,1 00						
120							4120	466,0 00						